

添付法令資料 4 :

建設サービスに関する 2017 年 1 月 12 日付インドネシア共和国法律 No.2 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 原則及び目的 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 責任及び権限
 - 第 1 節 責任 (第 4 条)
 - 第 2 節 権限
 - 第 1 款 中央政府の権限 (第 5 条及び第 6 条)
 - 第 2 款 州の地方政府の権限 (第 7 条)
 - 第 3 款 県／市の地方政府の権限 (第 8 条ないし第 10 条)
- 第 4 章 建設サービス事業
 - 第 1 節 建設サービス事業の構造
 - 第 1 款 総則 (第 11 条)
 - 第 2 款 事業の種類、性質、分類及びサービス (第 12 条ないし第 18 条)
 - 第 3 款 事業の形態及び資格 (第 19 条及び第 20 条)
 - 第 2 節 建設サービス市場の区分 (第 21 条ないし第 25 条)
 - 第 3 節 建設サービス事業の要件
 - 第 1 款 総則 (第 26 条)
 - 第 2 款 個人事業登録証及び事業許可 (第 27 条ないし第 29 条)
 - 第 3 款 事業体の認証 (第 30 条)
 - 第 4 款 経歴証明書 (第 31 条)
 - 第 4 節 外国建設サービス事業体及び外国建設サービス個人事業 (第 32 条ないし第 35 条)
 - 第 5 節 建設サービス事業の発展 (第 36 条)
 - 第 6 節 持続可能な事業発展 (第 37 条)
- 第 5 章 建設サービスの実施
 - 第 1 節 総則 (第 38 条)
 - 第 2 節 建設サービス契約
 - 第 1 款 当事者の契約 (第 39 条及び第 40 条)
 - 第 2 款 サービス元請けの選任 (第 41 条ないし第 45 条)
 - 第 3 款 建設工事契約 (第 46 条ないし第 51 条)
 - 第 3 節 建設サービスの管理
 - 第 1 款 サービス元請け及びサービス下請け (第 52 条ないし第 54 条)
 - 第 2 款 建設サービスの費用 (第 55 条ないし第 57 条)
 - 第 4 節 建築物提供契約 (第 58 条)
- 第 6 章 建設のセキュリティ、セーフティ、健全性及び持続可能性

- 第1節 セキュリティ、セーフティ、健全性及び持続可能性の基準（第59条）
- 第2節 建築物の失敗
 - 第1款 総則（第60条）
 - 第2款 専門鑑定士（第61条ないし第64条）
 - 第3款 建築物の失敗に係る期間及び責任（第65条ないし第67条）
- 第7章 建設労働者
 - 第1節 分類及び資格（第68条）
 - 第2節 建設労働者の訓練（第69条）
 - 第3節 職業技能認証（第70条及び第71条）
 - 第4節 専門経験登録（第72条）
 - 第5節 建設労働者の賃金（第73条）
 - 第6節 外国人建設労働者（第74条）
 - 第7節 専門職の責任（第75条）
- 第8章 指導
 - 第1節 指導の実施（第76条及び第77条）
 - 第2節 資金調達（第78条）
 - 第3節 報告（第79条）
 - 第4節 監督（第80条ないし第82条）
- 第9章 建設サービス情報システム（第83条）
- 第10章 国民参加（第84条ないし第87条）
- 第11章 紛争解決（第88条）
- 第12章 行政処分（第89条ないし第102条）
- 第13章 経過規定（第103条）
- 第14章 終則（第104条ないし第106条）